

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八二年春季闘争

3 同盟の賃金白書

同盟、八二年度賃金白書の発表

同盟の白書は、「実質賃金引上げ・時短へ向けて新たな挑戦を」と題し、八一年一二月一日付の『同盟新聞』に発表された。同盟は、七九年度より昨年まで、白書のタイトルを『賃金・政策闘争白書』としていたが、八二年度は以前の『賃金白書』に戻っている(それについて説明はない)。

同盟の白書は、賃上げ要求の理論的根拠を示すものであるが、とくに日本経済を内需中心の安定成長軌道にのせるために、「ここ当分の間、望ましい実質成長率にほぼ見合う実質個人消費の伸びを確保するに足る賃上げを実現することが不可欠である」と強調し、日経連・生産性基準原理を批判している。そして白書は、九%賃上げが、五%台の成長の条件であると強調、九%の賃上げを完全に実現しても、八二年度の消費者物価上昇率を五%程度に抑えることは可能であり、一・五%程度の雇用拡大を図る条件ができる——全体として、そうした“経済整合性”を描いている。

さらに白書は、新たな賃金闘争に挑戦するため、ナショナルセンターとしての闘争体制を従来以上に強める構えを打ちだした。すなわち、産別、単組を先行、中盤、後段に配置、各段階ごとにストライキも辞さない強力な闘争で、全体の相乗効果を高めるとしている。

以下、白書の骨子をかかげておこう。

【同盟・八二年度賃金白書・骨子】

要求基準とその考え方＝物価については、これまでと同じく過年度の平均上昇率を今年度も採用する。なぜなら、これは実績に基づくものであり、誰にも理解しやすく、議論の余地のないものだからである。

物価上昇により実質的に低下した賃金水準を回復することは、最低限の必要条件である。しかし、実際の賃上げがこの水準にとどまるならば、決定的に不十分である。賃金闘争がその目的を果たすためには、この物価上昇による目減りの回復に加えて、実質賃金水準の引き上げを実現しなければならない。

八二年度賃闘に当たっては、生活水準の低下をくいとめて生活向上の道を開くとともに、個人消費の拡大を通じてわが国経済を内需主導の安定成長軌道へ誘導する条件を形成することが要請されている。そのためには、実現すべき成長率に比べた実質賃金引き上げ率を、これまでよりも高目にすることが必要である。

一方、四～五%といわれるわが国経済の潜在成長力を考慮するとき現在の悪化しつつある雇用情勢を改善し、完全雇用実現へ向けた展望を開くためには、実質五%台の成長を実現する必要がある。以上の観点に立って、八二賃闘に当たって実質賃金引き上げ分を四%程度とする必要があると判断した。

九%とはナショナルセンターとしての立場から、あくまでも日本の全労働者の賃金水準に着目して、その全体の平均賃金水準を九%引き上げることがを意味している。

名目賃金の九%引き上げというこの要求基準を完全に実現した場合にも、八二年度消費者物価の上昇率は、物価抑制の政策努力を含めて五%程度に抑えることは十分に可能である。その結果、個人消費支出を中心とした内需の拡大により、雇用についても一・五%程度の雇用拡大を図る条件を作り出すことができる。九%の要求基準を完全に達成することによって、われわれは労働者生活と国民経済の双方の側面から要請されている課題を果たすことができる。

実際の年度間物価上昇率は今後の物価動向により、変動する可能性がある。しかし、その場合でも予想を大幅に超える変動がない限り、要求基準の九%は変えないものとする。八二賃闘に当たっての個別賃金目標は(1)三十五歳、二十三万円(2)十八歳、九万円である。

三十五歳の金額は今ただちに到達できなくとも、各年の賃闘を通じて、それに接近するよう努力を重ね、運動を強化していくことにより、全体の水準を高めながら平準化を実現していくための目標である。

十八歳ポイントの九万円という金額は、個別賃金の最低目標として設定されている。同盟はこれまで十八歳ポイントについても、標準的到達目標を示してきたが、八二賃闘に当たっては、最近における規模間賃金格差の拡大が深刻な様相を呈し始めていることを考慮して、むしろ最低目標を設定することとした。

要求基準の根拠＝九%の要求基準が完全に達成された場合、定昇の扱い、景気回復に伴う一時金や時間外手当の増加などを総合して、労働者一人当たりの賃金総額が平均九%上昇するものとする。また、五%台の成長を前提とすれば、各地の雇用開発センターの機能強化、時間短縮の推進等による雇用機会拡大の努力を合わせ行うことにより、一・五%程度雇用者数を増加することができる。

したがって、全労働者の賃金総額は、約十・五%増加することになるが、現行の税・社会保険制度を前提とすれば税、社会保険負担率も同時に一ポイントほど上昇するので、可処分所得総額の伸びは九・五%程度となる。

このような所得の増加に支えられて、消費性向もわずかながら上昇することを見込めば、個人消費支出は名目で一〇%程度伸びることとなる。また、八二年度の消費者物価は五%程度の上昇にとどめることが十分に可能である。したがって、実質でみた個人消費は五%程度の拡大をみることになる。

かくして九%の賃上げ要求基準を完全に達成するならば、実質個人消費を五%程度拡大することが可能となり、この需要が住宅や投資など他の最終需要に対しても拡大促進力として働くことになり、わが国経済は過度に外需に依存することなく現在の景気停滞を脱却して、内需を柱とした安定成長へ向かう出発点に立つことができるわけだ。

実質五%成長は名目では九%強の成長となり、そのとき名目国民総生産は二百八十兆円程度となる。一兆円はこの国民総生産の〇・三%強に相当する。この減税額、つまり個人所得の増加分の約八割が消費に回るとすれば、成長率は〇・三%弱押し上げられる。

一兆円減税の実施によって、実質五%台の成長条件はより一層確実なものとなり、全体の景気動向と雇用情勢の改善テンポを早めて、完全雇用達成への展望をより確かなものとする事ができる。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
